

## 改正山村振興法に基づく山村振興基本方針の策定について

### 1. 経過

山村振興法は、山村地域における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて他地域との格差の是正および国民経済の発展を図ることを目的として、昭和40年に議員立法により制定された。(有効期限10年)

その後、数次にわたる改正を経て、平成27年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律およびその関係政省令が施行された。

### 2. 法律の概要

別紙1参照

### 3. 山村振興法の改正ポイント

- ・期限の延長(10年間)
- ・基本理念の新設
- ・山村振興基本方針および山村振興計画に2規定追加
  - 1) 「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進に係る規定
  - 2) 「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定 等

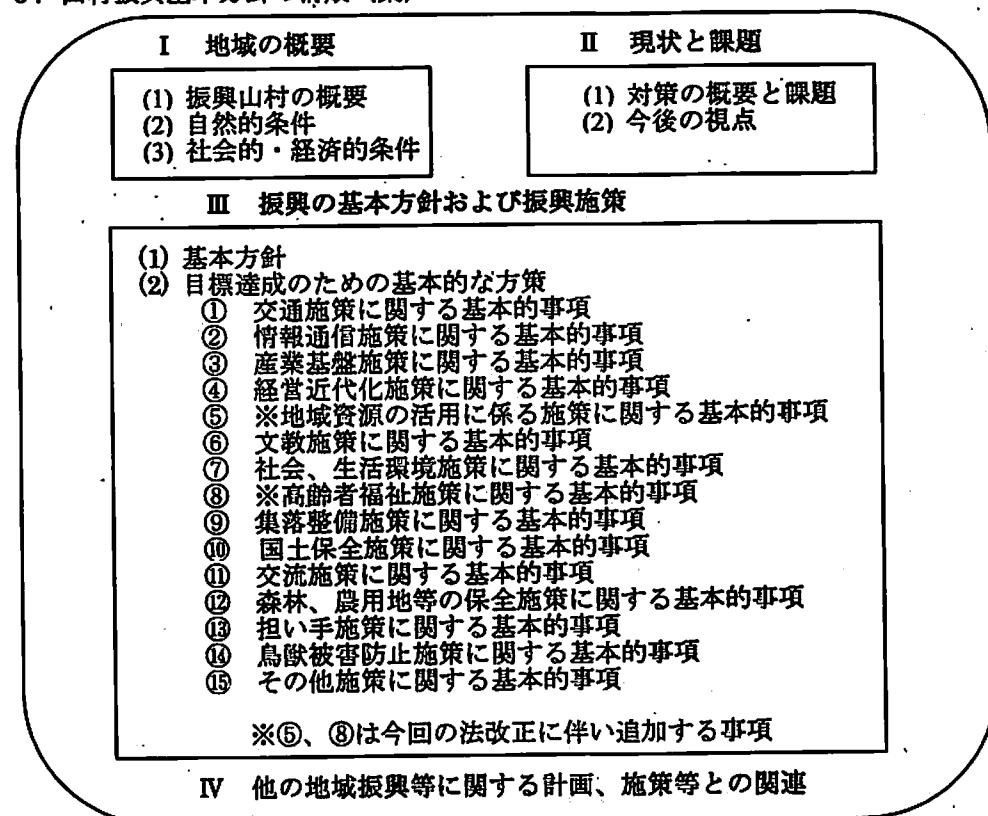
### 4. 山村振興基本方針について

・山村振興法第七条の二に「都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針を定めることができる。」と定められている。

### 5. 山村振興基本方針の策定推移

- ・昭和54年策定
- ・平成3年改定(第2回)
- ・平成17年改定(第3回)
- ・平成28年4月改定予定(第4回)

### 6. 山村振興基本方針の構成(案)



### 7. 今後の予定

基本方針	
平成27年10月	県政経営幹事会議に報告
平成27年11月	環境・農水常任委員会(報告)
平成27年11月	県関係機関に意見照会
平成27年12月	案作成
平成28年 1月	市町に意見聴取
平成28年 3月	環境・農水常任委員会(原案報告)
平成28年 4月	国(総務省、農水省、国交省)へ提出 基本方針の公表

## 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）の概要

### 1. 法の制定・改正の経緯

山村振興法は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることが必要として、昭和 40 年に議員立法で制定。同法は 10 年を期限とする時限法で、平成 27 年 3 月の延長・改正により、現行法の期限は平成 37 年 3 月 31 日。

### 2. 主な内容

#### (1) 振興山村の指定

主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聞いて、振興山村を指定。

##### [指定要件（施行令）]

- ・ 旧市町村（昭和 25 年 2 月 1 日時点の市町村）単位に林野率（昭和 35 年）75%以上かつ人口密度（昭和 35 年）1.16 人／町歩未満等

##### [振興山村の概要（平成 22 年時点）]

- ・ 面積：1,785 万 ha（全国比 47%）、人口：393 万人（全国比 3%）

#### (2) 山村振興計画

都道府県が策定する山村振興基本方針に基づき、市町村が山村振興計画を策定。計画に基づく事業が円滑に実施されるよう助成等を措置。

##### [主な助成措置（予算措置）]

- ・ 森林整備事業（林業専用道の開設等）において補助率をかさ上げ
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の一部において補助率をかさ上げ

#### (3) 税制特例

租税特別措置法の定めるところにより、山村の振興に必要な税制特例を措置。

##### [措置の概要]

- ・ 地域資源を活用する製造業や農林水産物等販売業を営む中小企業者（個人・法人）が、当該事業に使用する機械・建物を取得・建設した場合の税制特例（割増償却）

#### (4) 基幹的な道路の都道府県代行整備

基幹的な市町村道等について、都道府県が市町村に代わり整備を実施できるよう措置（負担特例法の適用による国庫負担率かさ上げ措置含む）。

#### (5) 配慮規定

情報通信体系の充実、再生可能エネルギーの利用の推進、医療の確保、都市と山村の交流、鳥獣被害の防止、教育環境の整備など各種の配慮事項を規定。

# 山村振興法の一部を改正する法律の概要

## 1 背景

- ・ 山村は、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が顕著。
- ・ 地域が支える山村の有する多面にわたる機能の発揮に支障を来すおそれ。



- ① 地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図る
- ② 介護サービスの確保等を促進し、住民の福祉の向上を図ることにより、山村における定住等を促進することが必要。

## 2 基本理念

- ・ 山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。
- ・ 山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。  
(第2条の2)

## 3 期限の延長

- ・ 法期限を10年間延長(平成37年3月31日まで)。

## 4 目的規定の充実

- ・ 目的に「山村の自立的発展の促進」、「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」等の文言を追加。  
(第1条)

## 5 地域内発的な産業振興及び住民の福祉の向上に関する施策の促進

- ① 山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。  
(第3条、第7条の2、第8条)
- ② 山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できることとし、当該事項を記載して地域内発型の産業振興を図ろうとする市町村を支援するため、税制特例措置(割増償却)等を措置。  
(第8条～第8条の9、第13条)
- ③ 市町村等への交付金に関する規定を新設し、「地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の措置を講ずるものとする」旨を規定。  
(第10条第2項)

## 6 その他

- ① 定義規定の「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」という文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に変更。  
(第2条)
- ② 国及び地方公共団体の配慮規定として、「介護給付等対象サービス等の確保」、「教育環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用の推進」を追加。  
(第19条の2ほか)

山村振興基本方針・山村振興計画策定推移

年	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	…	36	37
山村振興法	昭和40年5月 山村振興法制定	昭和50年3月 法の有効期限10年延長 ・基幹道路の都道府県代行制度の創設 ・「医療の確保」「地域文化の保存」等の規定の追加	昭和60年3月 法の有効期限10年延長 ・振興の緊急度が高い振興山村にかかる事業の円滑な実施を促進する規定の追加	平成7年3月 法の有効期限10年延長 ・認定法人制度の拡充 ・「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」「高齢者福祉の充実」等の規定を追加 平成3年3月 ・「山村振興の目標」に山村の役割發揮のための森林等の保全を旨とすることの追加 ・認定法人制度の創設等	平成17年3月 法の有効期限10年延長 ・計画体系の変更 ・認定法人の要件の緩和 ・「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」「医療の確保」「都市と農村との交流」「鳥獣被害の防止」の配慮規定を追加・拡充	平成27年3月 法の有効期限10年延長 ・基本理念を新設 ・「地域内発型の産業振興の促進」「介護サービスの確保」等に係る規定を追加																																																			
山村振興対策	1期対策	2期対策	3期対策	4期対策	5期対策	(6期)対策	新法対策																																																		
基本方針 (県作成)			昭和54年度策定(1回目)	平成3年度策定(2回目)	平成17年度策定(3回目)	平成28年度策定予定(4回目)																																																			
市町名	合併前町村名	作成主体 : 県	作成主体 : 市町																																																						
甲賀市	土山町	S42	S48	S57	H6	H13																																																			
	信楽町	S44	S51	S58	H6																																																				
東近江市	永源寺町	S45	S48	S55	H3		H27																																																		
多賀町	S41	S50	S56		H9		H23																																																		
米原市	伊吹町	S44	S49	S57	H5	H11																																																			
山村振興計画	長浜市	浅井町	S47	S52	S63	H8	H14																																																		
	木之本町	S45	S53	S60	H6	H12																																																			
	余呉町	S43	S49	S55	H4																																																				
	西浅井町	S46	S50	S56	H4		H17																																																		
高島市	マキノ町	S46	S52	S59	H7	H14																																																			
	今津町	S47	S53	S62	H6	H15	H22																																																		
	朽木村	S43	S47	S54	H3																																																				